

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長

法務局及び地方法務局における商業・法人登記事務の集中化の実施に伴う
商業・法人登記事務の取扱い等について（通達）

法務局及び地方法務局における商業・法人登記事務の集中化の実施に伴い、商業・法人登記事務を取り扱わないこととなった登記所における経過的な商業・法人登記事務の取扱い等については、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第1 本通達の趣旨

本通達は、法務局及び地方法務局における商業・法人登記事務の集中化（以下「集中化」という。）の実施に伴い、商業・法人登記事務を取り扱わないこととなった登記所における経過的な商業・法人登記事務の取扱い等について、事務処理上留意すべき事項を明らかにしたものであり、本通達による取扱いは、集中化により商業・法人時事務を集中して取り扱うこととなった登記所（以下「商業登記所」という。）以外の登記所であって、集中化以前に商業・法人登記事務を取り扱っていた登記所（以下「不動産登記所」という。）において当該集中化以前に取り扱っていた商業・法人登記事務に係るものに限って行うものとする。

なお、本通達の適用期間は、第2の1の（1）のオ及び5の（1）を除き、集中化を実施する登記所ごとに、集中化後2年を経過する日までとする。

第2 登記事務の取扱いについて

1 受付

不動産登記所に対して、誤って商業・法人登記の申請書の提出があった場合の取扱いは、以下のとおりとする。

（1）窓口で申請があった場合

ア 不動産登記所においては、申請人に対し、当該申請に係る事件の管轄登記所は商業登記所である旨及び申請書を商業登記所に回付する旨を告知するとともに、ファクシミリにより様式1の送信書とともに当該申請書（印紙のみが貼付されている書面を除き、変更後の登記事項を記載したOCR用申請用紙等を含む。）の写しを商業登記所に送信し、別途書留郵便により当該申請書原本を商業登記所に送付する。この場合において、当該郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物に優先して送達する取扱いによる送付について希望があったときは、当該取扱いの料金に相当する郵便切手又は商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第9条の4第5項に規定する証票の提出を求めることとする。

この取扱いを行ったときは、不動産登記所において、様式2の受領簿に所要の記載事項を記載し、上記の送信書及び申請書の写しを上記の受領簿に綴り込むこととする。なお、これらの書類の保存期間は1年間とする。

イ 不動産登記所からアのファクシミリによる送信を受けた商業登記所の登記官は、商業登記法（昭和38年法律第125号）第21条等に基づき、ファクシミリの送信を受けた日付（商業登記所で執務時間外に送信を受けた場合には、翌日付け）で受付手続を行うこととする。

なお、商業登記所に提出された他の申請との先後関係が判明しない場合には、商業登記法第21条第3項の内容を受付帳に記載しなければならない。

ウ 受領証の交付の申出があった場合には、不動産登記所において添付書面及び収入印紙等の確認を行った上で、アのファクシミリによる送信を行い、その送信を受けた商業登記所の登記官は、商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け法務省民商第500号法務省民事局長通達。以下「準則」という。）第44条の規定に従い受領証を作成した上、折り返し不動産登記所にファクシミリを利用してその写しを送信し、不動産登記所では、送信を受けたもの（受領証の写し）を交付する。

なお、受領証原本の交付希望があったときは、後日商業登記所の登記官において、受簡証に準則第44条に規定する証明等の措置を行った上で、商業登記所での交付に応じるか、申請人が送料を負担することにより郵送での交付に応じることとして差し支えない（商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第38条の2）。この際、既に交付した受領証の写しの返却を求めることは要しない。また、交付の希望がなかった受領証原本については、申請書とともに申請書類つづり込み帳に編綴するものとする。

エ 添付書面の還付請求（商業登記規則第49条）があった場合不動産登記所では添付書面を還付することはできない旨及び添付書面の原本については、商業登記所に対して送付に要する費用を納付して、郵送による還付を求めることができる旨を説明した上で、添付書面を申請書と併せて商業登記所に送付する。

オ 登記官による本人確認不動産登記所の登記官は、商業登記所の登記官からの囑託（商業登記法第23条の2）に基づき、窓口に来庁した商業・法人登記の申請人に対して本人確認を行うことができる。

(2) 郵送された場合(1)のウ及びエを除き、窓口申請があった場合と同様の取扱いとする。

2 不正登記防止申出について

不動産登記所に対して商業・法人登記に関する不正登記防止申出（準則第49条）があった場合には、不動産登記所の登記官において当該申出人が申出に係る登記の申請人となるべき者本人であることの確認（準則第49条第4項）を行った上で、ファクシミリにより当該申出書の写しを商業登記所に送信し、別途書留郵便により当該申出書原本を商業登記所に送付する。

なお、準則第49条第4項の他の手続（申出書に押印された印鑑との照合、申出が必要となった経緯等の確認）については、申出書原本が送付された後に商業登記所の登記官において行うものとする。したがって、不動産登記所の登記官は、申出人に対し、準則第49条第4項の要件を満たしていないものと商業登記所の登記官が判断すれば、当該申出が受理されないこともある旨を説明するものとする。

3 登記の更正の申出について不動産登記所に対して商業・法人登記に関する職権更正の申出があった場合には、様式3の送信書をファクシミリで送信することにより、不動産登記所から商業登記所に対し更正すべき箇所等を通知するものとする。

4 印鑑に関する事務について印鑑届、改印届又は廃印届が不動産登記所にされた場合には、商業登記所に回付することとする。

なお、回付方法及び受領簿への記載等については、ファクシミリにより送信することを除き、申請書の取扱いと同様とする。

おって、印鑑カードの請求・廃止、電子証明書に関する事務については、不動産登記所から商業登記所に申請書等を回付する取扱いは行わないこととする。

5 商業登記所の庁舎以外の場所で商業・法人登記の閉鎖登記簿及び附属書類を保管している場合の取扱いについて

(1) 商業登記所に対して、商業登記所の庁舎以外の庁舎で保管している商業・法人

登記の閉鎖登記簿等について、謄本等の交付請求又は閲覧請求がされた場合には、保管先から商業登記所に書留郵便扱いにより閉鎖登記簿等を取り寄せた上で、その謄本等の交付を行い、又は閲覧に応じることとする。

なお、閉鎖登記簿謄本等の交付の場合には、保管先から商業登記所へは必要な部分の写しを送付すれば足り、この場合には普通郵便扱いで送付することとして差し支えない。

- (2) 不動産登記所に対して当該不動産登記所が集中化以前から保管している商業・法人登記の閉鎖登記簿についてその謄本等の交付の請求があった場合には、便宜、当該不動産登記所においてこれに応じることとして差し支えない。この場合においては、当該不動産登記所の登記官が認証を行うものとする。
- (3) 不動産登記所において、当該不動産登記所が集中化以前から保管している商業・法人登記の閉鎖登記簿及び附属書類の閲覧の請求があった場合には、当該不動産登記所の登記官において、附属書類については利害関係を確認の上、これに応じて差し支えない。